

(前文)

認知症は、自分自身や家族、身近な人等誰もがなり得るものであり、誰にとっても他人事ではありません。しかし、認知症になったとしても、生活上の困難はあるものの、すぐに何も分からなくなるわけでも、その人自身が別の人になってしまうわけでもありません。認知症とともに生きる時間は、連続した人生の一部です。

私たちは、日頃から認知症に向き合い、将来を見据え当事者としての暮らし方や認知症の人との接し方について理解を深めることで、自分自身や家族、身近な人が認知症になったとしても、自らの望む暮らしを続ける準備ができます。さらに、市民、事業者等日常生活に関わる全ての人が、支え合いの心を持って認知症の人やその支援者に寄り添うことで、慣れ親しんだ自分たちのまちでの暮らしが、希望と尊厳のある豊かなものになります。

本市は、平成 28 年に、認知症の人やその家族が自分らしく、安心して暮らし続けられるまちを目指すことを理念として「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」を宣言し、認知症の人が安心して日々の生活を送るための個人賠償責任保険事業の導入、総合相談窓口の設置、発症及び症状進行の予防に関する取組等、様々な認知症施策を推進してきました。

認知症を取り巻く環境が日々変化する中、本市は、この宣言に込めた理念をさらに発展させ、地域全体で認知症の人やその家族等と価値観や体験を共有しながら、誰もが自らに関わることとして認知症を理解し、それぞれの望む暮らしを続けられる、認知症とともに歩むまちを一丸となって目指すため、この条例を制定します。

【解説】

- ・この条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・認知症は加齢が最大の要因と言われているため、誰しものが認知症に関わる可能性があります。そのため、認知症を自分事として捉え、理解を深めることにより、もし当事者となったとしても、自らの望む暮らしを続けられる準備ができます。
- ・認知症の人の生活には、生活を行ううえで関わる全ての人の理解が必要です。認知症は徐々に進行する病気のため、急に何もわからなくなるわけでも、別人のようになるわけでもありません。認知症に対して偏見を持つことなく、支え合いの心を持って寄り添うことで、認知症の人やその家族等の暮らしが、希望と尊厳のある豊かなものになります。
- ・市では、平成 28 年の時点で、近い将来、市内の認知症の人数が 1 万人を超えることが予想されていたため、認知症の人やその家族が自分らしく、安心して暮らし続けられるまちを目

指すことを理念として「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を行い、様々な認知症施策を推進してきました。

- ・国が示している認知症の人数の推計値に大和市の状況を当てはめると、令和 3 年度の時点で、市内の認知症の人数は 1 万人を超えたと推計されます。認知症 1 万人時代を迎えたいま、認知症施策は、「備え」から、誰もが認知症になりうるということを前提とした、「共生のまちづくり」へ発展させる必要があります。そのため、認知症の人やその家族等と価値観や体験を共有しながら、認知症施策の一層の推進を図り、「認知症とともに歩むまち」を実現するため、条例を制定することとしました。

(目的)

第 1 条 この条例は、認知症施策に関する基本理念及び基本的事項を定めることにより、認知症施策の総合的な推進を図り、もって認知症の人及びその家族等の望む、希望と尊厳のある心豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・この条例は、認知症施策に関する基本理念と、関係者の役割や市の施策に関わる基本的な事項を定めたものであり、市民に対して義務を課し又は罰則を設けることを目的とするものではありません。
- ・この条例を制定することで、認知症の人やその家族等をはじめとした認知症に関わる全ての市民が希望と尊厳のある心豊かな暮らしを実現するために、認知症に関する施策を総合的に推進することを意思表示しています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 保健医療等サービス事業者 市内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る事業者をいう。

(6) 基盤サービス事業者 市内において日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（保健医療等サービス事業者を除く。）をいう。

(7) 関係機関 市内において認知症の人の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

【解説】

- ・本条では、用語の定義を規定しています。
- ・「認知症」は、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで、記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のことを意味します（介護保険法第5条の2第1項）。
- ・「家族等」は、認知症のご本人と密接な関係を持っている者を意味します。家族に限らず、長年の友人など、婚姻関係、血縁関係がない方も含めます。
- ・「市民」は、市内に住んでいる者を意味します。国籍を問いません。
- ・「事業者」は、企業を始めとした、市内で事業活動を行う者のことを指します。
- ・「保健医療等サービス事業者」は、市内の病院などの保健医療機関や介護サービス事業者のことを指します。
- ・「基盤サービス事業者」は、上記保健医療等サービス事業者を除いた、認知症の人を含む市民の日常生活に密着した、スーパーや商店、交通機関、金融機関などを指します。
- ・「関係機関」は、市内において認知症の人の支援に携わる可能性のある、医療や福祉を始めとした全ての機関を指します。具体的に示すと、以下の通りとなります。

医療：医師会、市立病院、認知症疾患医療センター（県）、認知症サポート医など

福祉：社会福祉協議会、地域包括支援センターなど

保健：県保健福祉事務所（保健所）など

教育：学校など

法令：法テラス、県弁護士会など

生活：消費生活センター、図書館など

地域づくり：社会福祉協議会、協議体（生活支援体制整備）など

雇用：公共職業安定所（ハローワーク）など

(基本理念)

第3条 認知症施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族等の意向の尊重に配慮して行われること。
- (2) 認知症に関する市民の理解が深められ、認知症の人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ人々と共生することを旨とすること。
- (3) 認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること。
- (4) 認知症の人に対する支援のみならず、その家族等に対する必要な支援が行われること。
- (5) 医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等の関連分野における総合的な取組として行われること。

【解説】

- ・本条は、認知症施策を行うにあたっての基本理念を示しています。
- ・「認知症とともに歩むまち」を実現するにあたり、認知症に関する施策は、認知症の人の立場に立ったうえで、認知症の人及びその家族等の意向の尊重に配慮して行われることを基本とします。よって、市では、認知症の人やその家族等と協働してまちづくりを進めていくことを重視します。
- ・認知症の人が日常生活を行ううえでは、地域において尊厳が保たれ、人々と「共生」することを第一とすることとしています。そのためには、市民が認知症の理解を深めることが必要です。
- ・認知症になったからと言って、何もわからなくなるわけではありません。認知症の人はご自身の意思を持っています。そのため、保健医療サービスや福祉サービスを始めとした認知症に関するサービスを検討するに当たっては、認知症の人の意向を尊重するため、意思決定に関する支援を行う必要があります。加えて、途切れることなく生活を支えるためのサービスが提供される必要があります。
- ・認知症の人の生活には、家族等の支えが不可欠です。そのため、家族等の負担が軽減されるよう、必要な支援を行う必要があります。
- ・認知症に関する取組は、認知症の人が関わる全ての分野において、総合的に進める必要があります。よって、認知症の人が日常生活を行ううえで関係するであろう、医療、福祉、保健、

教育、法令、生活、地域づくり、雇用などの様々な分野と、総合的な取組を行います。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進しなければならない。

【解説】

- ・市は、第3条に定める基本理念を念頭に置きながら、認知症に関する施策を総合的に推進していくことを示しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症が誰もが関わり得るものであることを認識し、認知症に関する正しい知識を得ることが認知症の人及びその家族等への支援並びに自身の将来への備えにつながることを踏まえ、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する認知症施策に協力するよう努めるとともに、認知症の人又はその家族等に接するときは、自身の生活に支障のない範囲内において、その意向を尊重するよう努めるものとする。

【解説】

- ・市民に対して役割として期待することを示しています。
- ・本条例の理念である「認知症とともに歩むまち」実現のためには、地域が一丸となって認知症に対して取り組む必要があります。そのため、市民においては認知症の正しい理解を深めることで、認知症を自分事として捉えるよう努めることとしています。
- ・認知症の人は何もわからないわけではありません。たとえ短期的な記憶しか残らなかったとしても、自身の意思があります。よって、認知症の人又はその家族等に接するときは、生活に支障のない範囲内において、その意向を尊重するよう努めることとしています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する認知症施策に協力するよう努めるとともに、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人及びその家族等の就労又はその継続について配慮するよう努めるものとする。

【解説】

- ・事業者に対して役割として期待することを示しています。

- ・「認知症とともに歩むまち」実現のために、市の認知症施策へご協力いただくよう努めることとしています。
- ・認知症はすでに身近なものであり、いつ認知症の人と接することになるかわかりません。よって、業務中に関わる方が認知症となった場合だけでなく、従業員本人や家族等が認知症となった場合への知識を深めておくことで、落ち着いて対応ができるようになります。そのため、従業員に対して認知症に関する教育を実施していただくよう努めることとしています。
- ・認知症の人にとって就労の継続は、アイデンティティを確認することや自己有用感の維持、回復につながります。また、家族等の介護離職は社会課題の一つであり、就労を継続できることは、生活困窮を防ぐばかりでなく、社会とのつながりを保つことにつながります。そして、事業者にとっても、新たな雇用による様々な負担を避けることができるため、その配慮に努めていただきたい旨を明記しました。

(認知症の人の生活に特に関わる事業者の責務)

第7条 保健医療等サービス事業者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう、適切に配慮し、及び情報提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供しなければならない。

2 基盤サービス事業者は、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【解説】

- ・特に認知症の人の生活に関わる事業者として、保険医療等サービス事業者と基盤サービス事業者の責務を示しています。
- ・医療や介護は、認知症の人やその家族等にとっては欠かせないものとなります。そこには、本人の意思を汲むことが重要であると考えています。そこで、認知症の人が医療や介護などのサービスを可能な限り自身で選択することができるような配慮や情報提供を責務とする旨を示しています。
- ・認知症の人は、様々な症状により日常生活に支障をきたす場合があります。例を挙げると、買い物のお金のお金の計算に戸惑う、品物を選ぶのに時間がかかる、ATMなどの目に見えない仕組みがわからなくなるなどのことがあります。そのような場合に、基盤サービスの方々には、認知症が疑われる人に一言声を掛けていただく、要件を聞いてお手伝いをさせていただく、あるいは、わかりやすい案内を掲示していただくなどの配慮を責務とする旨を示しています。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、市が実施する認知症施策に協力するとともに、連携して認知症の人及びその家族等に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、その専門性を活かし、地域に向けた認知症の理解促進、普及啓発等に関する活動を行うよう努めるものとする。

【解説】

- ・第2条の解説に示している各関係機関に対して、役割として期待することを示しています。
- ・市の認知症施策へご協力いただきたいことに加え、市と連携して認知症の人やその家族等に対して、必要な支援をするように努めることとしています。
- ・認知症の理解促進、普及啓発を行うためには、様々な角度からの活動が必要となります。そのため、各関係機関は、それぞれの関係機関が持つ専門性を活かした理解促進・普及啓発活動を行うよう努めることとしています。

(認知症施策に関する基本的事項)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、認知症に関する次に掲げる施策を実施する。

- (1) 認知症に関する普及啓発及び学習機会の確保
- (2) 認知症の人及びその家族等への相談支援
- (3) 認知症の人の外出及び社会参加の支援
- (4) 発症及び症状進行の予防に関する施策
- (5) 認知症に関する地域づくり及び官民連携の施策
- (6) 認知症の人による発信及び参画の機会の確保
- (7) その他市長が必要があると認める施策

2 市は、前項の施策を実施するに当たり、認知症の人及びその家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条は、事業者等と連携して実施する認知症に係る市の施策を定めています。
- ・「認知症に関する普及啓発及び学習機会の確保」は、認知症講演会や、成年後見制度講演会、認知症サポーター養成講座、認知症多職種協働研修などを通して、認知症に関する情報提供を行い、認知症の普及啓発や正しい知識を得るための学習機会を確保することを意味します。
- ・「認知症の人及びその家族等への相談支援」は、認知症灯台や、公認心理師による認知症個別相談・介護者交流会などを通じて、認知症の人やその家族等からの相談に応じる体制を整

えることで、疑問や不安について助言を行うなどの支援していくことを意味します。

- ・「認知症の人の外出及び社会参加の支援」は、個人賠償責任保険事業、GPSを利用した位置確認支援事業、認知症カフェ、若年性認知症本人ミーティングなどを通じて、認知症の人が安心して外出ができる仕組みづくりや、社会参加の機会確保などの支援をしていくことを意味します。
- ・「発症及び症状進行の予防に関する施策」は、認知機能検査やコグニサイズセミナー、認知症初期集中支援などを通じて、認知機能低下の早期発見や、予防に関する取組を行うことを意味します。
- ・「認知症に関する地域づくり及び官民連携の施策」は、市内の企業や団体が認知症に関する理解を深め、市と協働し、認知症があっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくための支援を行うことを意味しています。
- ・「認知症の人による発信及び参画の機会の確保」は、認知症の人による講演や、認知症の人やその家族等との意見交換会の開催など、認知症の人による発信の機会を増やしていくことを意味しています。認知症の人が自分の暮らし方や認知症への向き合い方などについて話してもらい、認知症とともに地域で暮らすことについて、市民の理解が深まることを狙っています。
- ・「その他市長が必要があると認める施策」は、第1号から第6号まで以外で、認知症との共生のまちづくりを進めるために必要な施策を意味します。
- ・認知症施策を推進し、「認知症とともに歩むまち」を目指すためには認知症の人やその家族等の希望する暮らしや困りごと、期待、不安などについて、直接話や意見を聴くことが重要だと考えています。そのため、前項の施策を行ううえで、認知症の人及びその家族等の意見を聴くよう努める旨を示しています。

(財政上の措置)

第10条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・「認知症とともに歩むまち」を推進するために、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講じることを定めています。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・施行時点において規則は定めていませんが、必要に応じて規則を定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和3年9月29日から施行する。